

# 一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

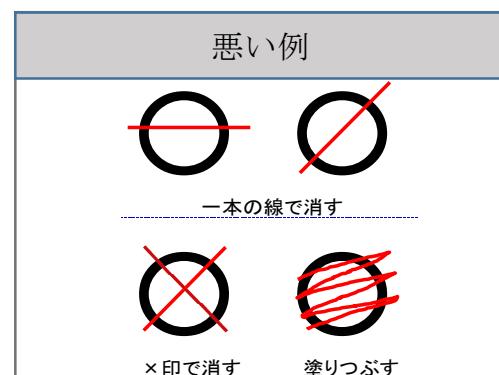
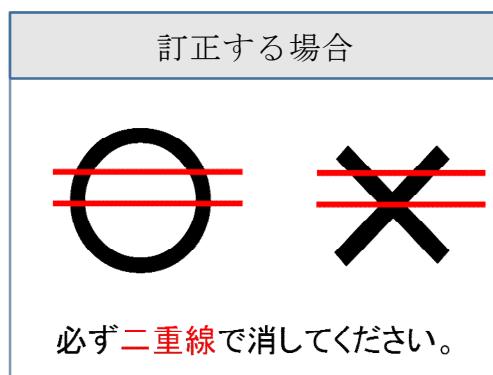
試験実施日 令和 7 年 1 月 19 日

事業者名 \_\_\_\_\_

受験者名 \_\_\_\_\_

## 【注意事項】

1. 試験時間は、45分間です。
2. 解答はボールペンで記載して下さい。
3. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないで下さい。
4. 問題用紙は、表紙を含めて5枚です。
5. 問題用紙は、持ち帰らないで下さい。
6. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。  
なお、試験は不合格となります。



中部運輸局

事務処理欄		
		/30

問1 次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を  
( ) 内に記入して下さい

- 1 一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く）をしてはならない。 ( )
- 2 一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車には、その自動車の外側に「一般」と表示しなければならない。 ( )
- 3 一般貸切旅客自動車運送事業者は、日日雇い入れられる者を事業用自動車の運転者等として選任してはならない。 ( )
- 4 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。 ( )
- 5 一般旅客自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、当該事業を他人にその名において経営させてはならない。 ( )
- 6 一般旅客自動車運送事業者は、運送責任の始期及び終期については、運送約款に定めなくてもよい。 ( )
- 7 旅客自動車運送事業者は、点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者等ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容等を記録し、かつ、その記録を一年間（一般貸切旅客自動車運送事業者にあっては、その内容を記録した電磁的記録を三年間）保存しなければならない。 ( )
- 8 旅客自動車運送事業者は、運転者又は特定自動運行保安員の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなった場合、当該事故があつた日から三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。 ( )
- 9 一般貸切旅客自動車運送事業者は、一般貸切旅客自動車運送適正化機関に対し、負担金を納付する義務を負う。 ( )

1 0 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

( )

1 1 旅客自動車運送事業者は、氏名及び住所を明らかにしない者から、旅客に対する取扱いその他運輸に関する苦情を受け付けた場合においても、遅滞なく、弁明しなければならない。

( )

1 2 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、適切な処置をしなければならないが、旅客の運送を継続することは含まれていない。

( )

1 3 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その内容を記録した電磁的記録を三年間保存しなければならない。

( )

1 4 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合に届け出なければならないが、運行管理を補助する者を選任した場合はこの限りではない。

( )

1 5 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等ごとに省令で定める事項を記載し、かつ、省令で定める写真を貼り付けた一定の様式の乗務員等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

( )

問2 次の設問の( )に、法及び規則並びに告示等の文に照らし、正しい語句を記載して下さい。

1 6 一般旅客自動車運送事業者は、( )の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず( )性の向上に努めなければならない。  
(※同じ語句が入ります。)

1 7 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から( )日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である。

- 1 8 一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に（ ）なければならない。これを変更しようとするとときも同様とする。
- 1 9 一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な（ ）をしてはならない。
- 2 0 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に（ ）を乗務させなければ、これを旅客の運送の用に供してはならない。

問3 以下の各設問の（ ）内に、正しい語句を〔 〕枠内から選択し、記入して下さい。

- 2 1 一般貸切旅客自動車運送事業者は、（ ）に運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行うとともに、これを当該運転者等に携行させなければならない。ただし、法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。

[A：運行ごと B：車両ごと C：運転者ごと]

- 2 2 一般旅客自動車運送事業者は、（ ）により、旅客の運送をしなければならない。

[A:車両に乗り込んだ順序 B:運賃等を支払った順序 C:運送の申込みのあった順序]

- 2 3 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後（ ）以内に管轄する地方運輸局長（国土交通大臣）に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。

[A：三十日 B：六十日 C：百日]

- 2 4 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の（ ）及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

[A：休憩時間 B：勤務時間 C：出勤時間]

- 2 5 旅客自動車運送事業とは、（ ）に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業を言う。

[A：自己の目的 B：自治体等の要請 C：他人の需要]

- 2 6 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く）は、運賃及び料金並びに（ ）を公示しなければならない。

[A：就業規則 B：運送約款 C：運行管理規程]

2 7 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う（　　）を受け、報告をしなければならない。

- [A. 点呼 B. 確認 C. 面談]

2 8 旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備え、（　　）有効に保持するとともに、乗務員の酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

- [A. 常時 B. 使用時に C. 運行前に]

2 9 一般旅客自動車運送事業者は、（　　）は、その旨を当該事業の許可をした行政庁に届出なければならない

- [A. 営業所の名称及び位置を変更した場合
- B. 休憩、仮眠又は睡眠のための施設を変更した場合
- C. 事業自動車の車庫の位置及び収容能力を変更した場合]

3 0 一般貸切旅客自動車運送事業において、営業所に配置する事業用自動車の数が69両の場合に必要となる運行管理者の選任数は（　　）人である。

- [A. 3 B. 4 C. 5]

## 一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題（回答）

問1 次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を（　）内に記入して下さい。

- 1 一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く）をしてはならない。 ( ○ )  
[道路運送法第20条]
- 2 一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車には、その自動車の外側に「一般」と表示しなければならない。 ( × )  
[道路運送法第95条、道路運送法施行規則第65条]
- 3 一般貸切旅客自動車運送事業者は、日日雇い入れられる者を事業用自動車の運転者等として選任してはならない。 ( ○ )  
[旅客自動車運送事業運輸規則第36条]
- 4 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。 ( ○ )  
[道路運送法第10条]
- 5 一般旅客自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、当該事業を他人にその名において経営させてはならない。 ( ○ )  
[道路運送法第33条]
- 6 一般旅客自動車運送事業者は、運送責任の始期及び終期については、運送約款に定めなくてもよい。 ( × )  
[道路運送法施行規則第12条]
- 7 旅客自動車運送事業者は、点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者等ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容等を記録し、かつ、その記録を一年間（一般貸切旅客自動車運送事業者にあっては、その内容を記録した電磁的記録を三年間）保存しなければならない。 ( ○ )  
[旅客自動車運送事業運輸規則第24条]
- 8 旅客自動車運送事業者は、運転者又は特定自動運行保安員の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなった場合、当該事故があつた日から三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。 ( ○ )  
[自動車事故報告規則第2条、第3条]

- 9 一般貸切旅客自動車運送事業者は、一般貸切旅客自動車運送適正化機関に対し、負担金を納付する義務を負う。 (○)

[道路運送法第43条の15]

- 10 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかるる情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。 (○)

[旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7]

- 11 旅客自動車運送事業者は、氏名及び住所を明らかにしない者から、旅客に対する取扱いその他運輸に関する苦情を受け付けた場合においても、遅滞なく、弁明しなければならない。 (×)

[旅客自動車運送事業運輸規則第3条]

- 12 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、適切な処置をしなければならないが、旅客の運送を継続することは含まれていない。 (×)

[旅客自動車運送事業運輸規則第18条]

- 13 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その内容を記録した電磁的記録を三年間保存しなければならない。

(○)

[旅客自動車運送事業運輸規則第26条]

- 14 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合に届け出なければならないが、運行管理を補助する者を選任した場合はこの限りではない。 (×)

[旅客自動車運送事業運輸規則第68条]

- 15 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等ごとに省令で定める事項を記載し、かつ、省令で定める写真を貼り付けた一定の様式の乗務員等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。 (○)

[旅客自動車運送事業運輸規則第37条]

- 問2 次の設問の( )に、法及び規則並びに告示等の文に照らし、正しい語句を記載して下さい。

1 6 一般旅客自動車運送事業者は、( 輸送の安全 )の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず( 輸送の安全 )性の向上に努めなければならない。(※同じ語句が入ります。)

[道路運送法第22条]

1 7 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から( 15 )日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である。

[道路運送車両法第52条]

1 8 一般貸切旅客自動車運送事業を經營する者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に( 届け出 )なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

[道路運送法第9条の2]

1 9 一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な( 差別的取扱い )をしてはならない。

[道路運送法第30条]

2 0 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に( 車掌 )を乗務させなければ、これを旅客の運送の用に供してはならない。

[旅客自動車運送事業運輸規則第15条]

問3 以下の各設問の( )内に、正しい語句を[ ]枠内から選択し、記入して下さい。

2 1 一般貸切旅客自動車運送事業者は、( A )に運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行うとともに、これを当該運転者等に携行させなければならない。ただし、法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。

[A : 運行ごと B : 車両ごと C : 運転者ごと]

[旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2]

2 2 一般旅客自動車運送事業者は、( C )により、旅客の運送をしなければならない。  
[A:車両に乗り込んだ順序 B:運賃等を支払った順序 C:運送の申込みを受けた順序]

[道路運送法第14条]

2 3 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後( C )以内に管轄する地方運輸局長(国土交通大臣)に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。

[A. 三十日 B. 六十日 C. 百日]

[旅客自動車運送事業等報告規則第2条]

24 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の（B）及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

[A. 休憩時間 B. 勤務時間 C. 出勤時間]

[旅客自動車運送事業運輸規則第21条]

25 旅客自動車運送事業とは、（C）に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業を言う。

[A：自己の目的 B：自治体等の要請 C：他人の需要]

[道路運送法第2条]

26 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く）は、運賃及び料金並びに（B）を公示しなければならない。

[A：就業規則 B：運送約款 C：運行管理規程]

[道路運送法第12条]

27 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う（A）を受け、報告をしなければならない。

[A. 点呼 B. 確認 C. 面談]

[旅客自動車運送事業運輸規則第50条]

28 旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備え、（A）有効に保持するとともに、乗務員の酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

[A. 常時 B. 使用時に C. 運行前に]

[旅客自動車運送事業運輸規則第24条]

29 一般旅客自動車運送事業者は、（B）は、その旨を当該事業の許可をした行政庁に届出なければならない。

[A. 営業所の名称及び所在地を変更した場合  
B. 休憩、仮眠又は睡眠のための施設を変更した場合  
C. 事業自動車の車庫の位置及び収容能力を変更した場合]

[道路運送法施行規則第66条]

30 一般貸切旅客自動車運送事業において、営業所に配置する事業用自動車の数が69両の場合に必要となる運行管理者の選任数は（B）人である。

[A. 3 B. 4 C. 5]

[旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9]